

京都市告示第518号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成31年1月10日

京都市長 門川大作

医療機関指定

| 名 称                                | 所 在 地                       | 指定年月日       |
|------------------------------------|-----------------------------|-------------|
| 医療法人社団安藤クリニック                      | 北区小山板倉町50番地                 | 平成30年12月1日  |
| 医療法人田中州鶴医院                         | 中京区壬生松原町54-46               | 平成30年8月1日   |
| 訪問看護ステーション 都<br>ナース嵐山              | 右京区鳴滝般若寺町1番地 木村ハイツ<br>102号室 | 平成30年12月1日  |
| パナソニックエイジフリー<br>ケアセンター京都西・訪問<br>看護 | 右京区西院西貝川町88                 | 平成30年12月20日 |

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)